

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱概要 (女性労働基準規則の一部改正に係る部分について)

1. 背景

(1) 現行規定

女性の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務（重量物取扱業務及び有害物を発散する場所における業務）について、妊産婦以外の女性に対しても就業を禁止している。

(2) 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案について

大阪印刷工場における胆管癌の発生事案を受け、発がんのおそれのある有機溶剤 10 物質に関するリスク評価を実施した結果、リスクが高いとされ、新たに特定化学物質として規制すべきとされた。

この 10 物質のうちスチレン、テトラクロロエチレン（別名パークロロエチレン）、トリクロロエチレンは、女性労働基準規則においても規制の対象とされている物質であるため、女性労働基準規則においても改正を行う。

2. 改正の内容

女性労働基準規則において既に有機溶剤業務として規制の対象となっているスチレン、テトラクロロエチレン（別名パークロロエチレン）、トリクロロエチレンを発散する場所において、特定化学物質障害予防規則の規定による作業環境測定の結果の評価により、第三管理区分に区分された屋内作業場における業務を就業禁止の対象とする。

3. これまでの経緯及び今後の予定

平成 26 年 6 月 24 日～7 月 23 日	パブリックコメントの募集
7 月 18 日	公聴会開催
8 月 7 日	雇用均等分科会における諮問
8 月中旬（予定）	一部改正省令公布
11 月 1 日（予定）	一部改正省令施行